

光ファイバー通信サービス契約約款

株式会社ファイバーネットワーク

実施 令和2年4月1日

目次

光ファイバー通信サービス契約約款.....	1
第1章 総則.....	6
第1条（約款の適用）	6
第2条（約款の変更）	6
第3条（用語の定義）	6
第2章 光ファイバー通信サービスの提供区域.....	7
第4条（光ファイバー通信サービスの提供区域）	7
第3章 光ファイバー通信サービスの品目.....	7
第5条（光ファイバー通信サービスの品目）	7
第4章 契約.....	7
第6条（契約の単位）	7
第7条（契約者回線の終端）	7
第8条（提供区域）	8
第9条（契約申込の方法）	8
第10条（契約申込の承諾）	8
第11条（契約期間）	8
第12条（品目の変更）	8
第13条（契約者回線の増設又は廃止）	9
第14条（契約者回線の移転）	9
第15条（契約者回線の異経路）	9
第16条（契約回線の利用の一時中断）	9
第17条（その他契約内容の変更）	9
第18条（契約の権利の譲渡の禁止）	9
第19条（契約者が行う契約の解除）	9
第20条（当社が行う契約の解除）	9
第21条（その他の提供条件）	10
第5章 付加機能.....	10
第22条（付加機能の提供）	10
第23条（付加機能の利用の一時中断）	10
第24条（付加機能の廃止）	10
第6章 端末設備の提供等.....	10
第25条（端末設備の提供）	10
第26条（端末設備の移転）	10
第27条（端末設備の一時中断）	11

第7章 回線相互接続	11
第28条 (当社又は他社の電気通信回線の接続)	11
第29条 (他社接続回線との相互接続)	11
第30条 (接続休止)	11
第8章 利用中止等	12
第31条 (利用中止)	12
第32条 (利用停止)	12
第9章 通信	12
第33条 (通信の条件)	12
第34条 (通信利用の制限等)	13
第10章 料金等	13
第1節 料金及び工事に関する費用	13
第35条 (料金及び工事に関する費用)	14
第2節 料金等の支払義務	14
第36条 (料金等の支払義務)	14
第37条 (工事費の支払義務)	15
第38条 (設備費の支払義務)	15
第3節 料金の計算方法等	15
第39条 (第3節 料金の計算方法等)	15
第4節 割増金及び遅延損害金	15
第40条 (割増金)	15
第41条 (遅延損害金)	16
第11章 保守	16
第42条 (契約者の維持責任)	16
第43条 (契約者の切分責任)	16
第44条 (修理又は復旧の順位)	16
第12章 損害賠償	17
第45条 (責任の制限)	17
第46条 (免責)	17
第13章 反社会的勢力の排除	18
第47条 (反社会的勢力の排除)	18
第48条 (暴力的要求行為の排除)	18
第49条 (反社会的勢力に対する契約解除)	19
第14章 雑則	19
第50条 (承諾の限界)	19
第51条 (利用に係る契約者の義務)	19

光ファイバー通信サービス契約約款

第52条 (契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供)	20
第53条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)	20
第54条 (法令に規定する事項)	20
第55条 (閲覧)	20
第15章 付帯サービス	20
第56条 (付帯サービス)	20
別記	21
1 光ファイバー通信サービスの提供区域等	22
2 契約者の地位の継承	22
3 契約者の氏名等の変更	22
4 契約者からの契約回線等の設置場所の提供等	22
5 自営端末設備の接続	22
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	23
7 自営電気通信設備の接続	23
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	24
9 当社の維持責任	24
10 トラフィックレポートの提供	24
11 新聞社等の基準	24
12 技術資料の項目	25
別表	26
1 回線終端装置の技術的条件	27
料金表	30
通則	31
1 料金表の適用	31
2 料金等の変更	31
3 料金の計算方法	31
4 1か月未満の料金の計算方法	31
5 日割の日数	31
6 料金の支払い	31
7 支払いの順序	32
8 端数処理	32
9 料金等の一括後払い	32
10 前受金	32
11 前受金の利息	32
12 消費税相当額の加算	32
13 料金等の臨時減免	32

光ファイバー通信サービス契約約款

1 4 閲覧.....	32
1 5 保証金.....	32
1 6 保証金の利息.....	33
1 7 支払い方法の変更.....	33
1 8 振込の支払期日.....	33
1 9 口座振替の引き落とし日.....	33
2 0 契約の解除.....	33
第1表 料金.....	34
1 適用.....	34
2 料金額.....	41
第2表 工事に関する費用.....	49
1 適用.....	49
2 工事費の額.....	50
附則.....	51

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）の規定に基づき通信サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、通信サービスを提供します。

ただし、本約款以外に合意がある場合には、本約款に優先してその合意に基づくサービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は本約款を変更することがあります。この場合は変更後の約款に基づきサービスを提供します。

第3条（用語の定義）

本約款においては字義の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ファイバー通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的とした電気通信回線設備
4 光ファイバー通信サービス	光ファイバー通信網を使用して行う電気通信サービス
5 光ファイバー通信サービス取扱所	光ファイバー通信サービスに関する業務を行う当社の事務所
6 光ファイバー通信サービス契約	当社から光ファイバー通信サービスの提供を受けるための契約
7 契約者	当社と光ファイバー通信サービスを締結している者
8 取扱所交換設備	光ファイバー通信サービス取扱所に設置される交換設備
9 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の電気通信設備の接続点

10 契約者回線	光ファイバー通信網を使用して相互に通信できる契約者回線
11 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備で、端末設備以外のもの
14 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光ファイバー通信サービスの提供区域

第4条（光ファイバー通信サービスの提供区域）

当社の光ファイバー通信サービスは、別記1 に定める提供区域において提供します。

第3章 光ファイバー通信サービスの品目

第5条（光ファイバー通信サービスの品目）

当社の光ファイバー通信サービスは、本約款の料金表（以下、「料金表」といいます。）に規定する品目があります。

第4章 契約

第6条（契約の単位）

当社は、契約回線1回線ごとに1の光ファイバー通信サービス契約を締結します。契約者は1の光ファイバー通信サービスにつき1人に限るものとします。

第7条（契約者回線の終端）

当社は契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第8条（提供区域）

当社は別記1 に定める提供区域にあっても、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合には、サービス品目の変更もしくはサービス契約の解除が行えるものとします。

第9条（契約申込の方法）

光ファイバー通信サービス契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を光ファイバー通信サービス取扱所に提出して頂きます。

- (1) 光ファイバー通信サービスの品目、回線数
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) 代表者
- (4) その他、光ファイバー通信サービスの内容を特定するための事項

第10条（契約申込の承諾）

当社は光ファイバー通信サービス契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、光ファイバー通信サービス契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 光ファイバー通信サービスを提供すること又は保守することが著しく困難なとき。
- (2) 光ファイバー通信サービスの申込をした者が光ファイバー通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第11条（契約期間）

光ファイバー通信サービスは料金表に定めるところにより契約期間があります。

2 前項の契約期間は特に定めがないものに関しては光ファイバー通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 契約者あるいは当社から契約期間終了の3か月前までに契約更新の意思がないことを示さない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、以後同様にするものとします。

4 契約者は、契約期間内に光ファイバー通信サービス契約の解除、契約回線の廃止、移転、品目の変更があった場合には当社が定める期日までに料金表に定める額を支払うものとします。

第12条（品目の変更）

契約者は、光ファイバー通信サービスの品目の変更を請求することができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り

扱います。

第13条（契約者回線の増設又は廃止）

契約者は契約者回線の増設又は廃止の請求をすることができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条（契約者回線の移転）

契約者は契約者回線の移転を請求することはできません。

第15条（契約者回線の異経路）

当社は契約者から請求があったときは、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

2 前項に従い、回線を異経路で設置したときは、契約者は料金表に定める費用を支払うものとします。

第16条（契約回線の利用の一時中断）

当社は契約者から請求があったときは、契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにする（以下「一時中断」といいます。）作業を行います。

第17条（その他契約内容の変更）

当社は契約者から請求があったときは、第9条（契約申込の方法）第3号及び第4号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条（契約の権利の譲渡の禁止）

契約者が光ファイバー通信サービス契約に基づいて光ファイバー通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第19条（契約者が行う契約の解除）

契約者は光ファイバー通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことを予め光ファイバー通信サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

第20条（当社が行う契約の解除）

当社は第32条（利用停止）の規定により光ファイバー通信サービスの利用停止をされた

契約者が、なおその事実を解消しない場合は光ファイバー通信サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第32条（利用停止）第1項各号の規定いずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず光ファイバー通信サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、光ファイバー通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第21条（その他の提供条件）

光ファイバー通信サービス契約に関するその他の提供条件については、当社が別記に定めるところによります。

第5章 付加機能

第22条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難で、当社の業務遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第23条（付加機能の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、付加機能の利用の一時中断を行います。

第24条（付加機能の廃止）

当社は、契約者から請求があったときは、付加機能を廃止します。ただし、その付加機能の廃止が光ファイバー通信サービスの提供又は保守に支障があるときは、付加機能を廃止できないことがあります。

第6章 端末設備の提供等

第25条（端末設備の提供）

当社は契約者回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

第26条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第27条（端末設備の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断を行います。

第7章 回線相互接続

第28条（当社又は他社の電気通信回線の接続）

契約者は、契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を光ファイバー通信サービス取扱所に提出して頂きます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 契約者は、その接続について、第1項の規定により光ファイバー通信サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をして頂きます。この場合、当社は前項の規定に準じ取り扱います。

4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により光ファイバー通信サービス取扱所に通知して頂きます。

第29条（他社接続回線との相互接続）

当社は、接続回線に係る申込の請求を承諾したときは、その接続回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

第30条（接続休止）

当社は相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者がその接続に係る光ファイバー通信サービスを全く利用できなくなったときは、その接続回線に係る光ファイバー通信サービスについて、接続休止とします。ただし、その接続回線に係る光ファイバー通信サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は他社接続回線の変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、その接続回線に係る契約者にそのことを予め通知します。

3 接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続回線にかかる契約は解除されたものとして取り扱います。この場合は、その接続回線に係る契約者にそのことを通知します。

第8章 利用中止等

第31条（利用中止）

当社は次の場合には、光ファイバー通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第34条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバー通信サービスの利用を中止するときはそのことを契約者に予め通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第32条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間又はその光ファイバー通信サービスの料金その他の債務等（この約款の規定により、支払いを要することとなった光ファイバー通信サービスの料金、工事に関する費用又は割増料金等の料金以外の債務をいいます。以下「債務等」といいます。）が支払われないときは、債務等が支払われるまでの間、光ファイバー通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務において、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第51条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバー通信サービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に予め通知します。

第9章 通信

第33条（通信の条件）

契約者は、同一の契約者よる回線又は契約者が指定し当社が承諾した回線に限り、光ファイバー通信サービスで通信することができます。

2 ただし、電気通信設備の保守のために必要な通信は前項にかかわらず当社により通信できるものとします。

第34条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社が設置した電気通信設備が光ファイバー通信サービスの利用に重大な障害を及ぼす恐れがあることが判明した場合、予防措置として当該電気通信設備の修理、又は、改善を行うために、光ファイバー通信サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第35条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供する光ファイバー通信サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する光ファイバー通信サービスの工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

第36条（料金等の支払義務）

契約者は、その光ファイバー通信サービス契約に基づいて当社が光ファイバー通信サービスの提供を開始した日から起算して、光ファイバー通信サービス契約の解除、契約者回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光ファイバー通信サービスを利用することができない場合が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、光ファイバー通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その光ファイバー通信サービスを全く利用できない状態（その光ファイバー通信サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに時間を計算し、その時間に対応する光ファイバー通信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその光ファイバー通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその光ファイバー通信サービスの料金
3 接続回線の接続休止をしたとき	接続回線の接続休止をした日から起算し再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金

を返還します。

第37条（工事費の支払義務）

契約者は、光ファイバー通信サービス契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその光ファイバー通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第38条（設備費の支払義務）

契約者は光ファイバー通信サービス契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する設備費の支払いを要します。ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前にその光ファイバー通信サービス契約の解除又は工事の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担いただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

第39条（第3節 料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

第40条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に逃れた場合は、その逃れた額のほか、その逃れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第41条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合（閏年を含む期間であっても1年を365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

第42条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第43条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は光ファイバー通信サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。ただし、試験を行うことができない契約回線においては、試験は行いません。

3 当社は、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担いただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第44条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの

	警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記1 1 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第12章 損害賠償

第45条（責任の制限）

当社は、光ファイバー通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ファイバー通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第36条（料金等の支払義務）第2項3号の表1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項において、当社は光ファイバー通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（第36条（料金等の支払義務）第2項3号の表1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、）に対応するその光ファイバー通信サービスに係る料金額（その光ファイバー通信サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により光ファイバー通信サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第46条（免責）

当社は、光ファイバー通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社はこの約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下にこの条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下、この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（光ファイバー通信サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 反社会的勢力の排除

第47条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は過去5年以内、現在、そして将来にわたり以下のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与している法人、または、個人
- (7) 自己、他社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる法人、または、個人
- (8) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる法人、または、個人
- (9) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する法人、または、個人
- (10) その他上記に準ずる者などの反社会的とされる法人、または、個人

2 契約者及び当社の役員、社員、職員、業務委託先の法人、または、個人も前項を適用します。

第48条（暴力的要求行為の排除）

契約者及び当社は自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

第49条（反社会的勢力に対する契約解除）

契約者又は当社が第47条（反社会的勢力の排除）及び第48条（暴力的要求行為の排除）に反していることが判明した場合には相手方に通告すること無く、直ちに契約解除を行えるものとします。

2 前項の契約解除に伴い被った損害は相手方に賠償を請求することができるものとします。

3 前2項の契約解除に伴い相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する義務を負わないものとします。

第14章 雑則

第50条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した契約者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第51条（利用に係る契約者の義務）

契約者は次のことを守って頂きます。

- (1) 当社が光ファイバー通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ファイバー通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が光ファイバー通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

第52条（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供）

契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4 に定めるところによります。

第53条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

光ファイバー通信サービスにおける基本的な技術的事項は別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する光ファイバー通信サービス取扱所において、光ファイバー通信サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第54条（法令に規定する事項）

光ファイバー通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第55条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第15章 付帯サービス

第56条（付帯サービス）

光ファイバー通信サービスに関する付帯サービスの取り扱いについては別記10 の定めるところによります。

別記

光ファイバー通信サービス契約約款

1 光ファイバー通信サービスの提供区域等

- (1) 当社の光ファイバー通信サービスは、次に掲げる区域において提供します。

都道府県の区域
全国

2 契約者の地位の継承

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに光ファイバー通信サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居住に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに光ファイバー通信サービス取扱所に通知して頂きます。

4 契約者からの契約回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が光ファイバー通信サービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供して頂くことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第58条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条7項において

準用する場合を含む。)又は同法第65条の規定により表示が義務付けられている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - (ア)その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (イ)その接続が電気通信事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、電気通信事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他の電気通信事業法施行規則32条2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - (ア)その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (イ)その接続により当社の電気通信回線設備の保守が経営上困難となることについて、

光ファイバー通信サービス契約約款

総務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、電気通信事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときに除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営電気通信設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他の電気通信事業法施行規則32条2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 トラフィックレポートの提供

当社は、光ファイバー通信サービスの契約回線のトラフィックレポートを契約者に提供しません。

11 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。

2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1.2 技術資料の項目

項目
自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （1） 物理的条件 （2） 電氣的条件及び光学的条件 （3） 論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

別表

別表 基本的な技術的事項

1 回線終端装置の技術的条件

品目	物理的条件	相互接続回路
10M-S	ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
10M		
10M-X		
100M-S	ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
100M-I		
100M		
100M-L		
100M-U		
100M-X		
1G-T-S	ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
1G-T-I		
1G-T		
1G-T-L		
1G-T-U		
1G-T-E		
1G-T-X		
1G-SX-S	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
1G-SX-I		
1G-SX		
1G-SX-L		
1G-SX-U		
1G-SX-E		
1G-SX-X		
1G-SXT-S	IEC61754-20 準拠 及び ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠及び IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
1G-SXT		
1G-SXT-L		
1G-SXT-U		
1G-SXT-E		
1G-SXT-X		

光ファイバー通信サービス契約約款

1 G - S X L X - S	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠及び IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
1 G - S X L X		
1 G - S X L X - L		
1 G - S X L X - U		
1 G - S X L X - E		
1 G - S X L X - X		
1 G - L X - S	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
1 G - L X		
1 G - L X - L		
1 G - L X - U		
1 G - L X - E		
1 G - L X - X		
1 G - L X T - S	IEC61754-20 準拠 及び ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠 及び IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
1 G - L X T		
1 G - L X T - L		
1 G - L X T - U		
1 G - L X T - E		
1 G - L X T - X		
1 0 G - S R - S	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ae 10GBASE-SR 準拠
1 0 G - S R		
1 0 G - S R - L		
1 0 G - S R - U		
1 0 G - S R - X		
1 0 G - S R L R - S	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ae 10GBASE-SR 準拠 及び IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠
1 0 G - S R L R		
1 0 G - S R L R - L		
1 0 G - S R L R - U		
1 0 G - S R L R - X		
1 0 G - L R - S	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠
1 0 G - L R		
1 0 G - L R - L		
1 0 G - L R - U		
1 0 G - L R - X		
4 0 G - S R 4	JIS C 5982 F13 準拠	IEEE802.3ba 40GBASE-SR4 準拠

光ファイバー通信サービス契約約款

40G-SR4LR4	JIS C 5982 F13 準拠 及び IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ba 40GBASE-SR4 準拠 及び IEEE802.3ba 40GBASE-LR4 準拠
40G-LR4	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ba 40GBASE-LR4 準拠
100G-SR4	JIS C 5982 F13 準拠	IEEE802.3bm 100GBASE-SR4 準拠
100G-LR4	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ba 100GBASE-LR4 準拠
X-SC-X	JIS C 5973 F04 準拠	接続毎に定めるものとします。
X-SCLC-X	JIS C 5973 F04 準拠 及び IEC61754-20 準拠	接続毎に定めるものとします。
X-LC-X	IEC61754-20 準拠	接続毎に定めるものとします。
RS-10M	ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
RS-100M		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
RS-1G-T		IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
RS-1G-SX	JIS C 5973 F04 準拠 または IEC61754-20 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
RS-1G-LX	JIS C 5973 F04 準拠 または IEC61754-20 準拠	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
RS-10G-SR	IEC61754-20 準拠	IEEE802.3ae 10GBASE-SR 準拠
RS-10G-LR		IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠

料金表

通則

1 料金表の適用

光ファイバー通信サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

2 料金等の変更

当社は、光ファイバー通信サービスに関する料金又は工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金又は工事に関する費用によります。

3 料金の計算方法

当社は、契約者がその光ファイバー通信サービス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

4 1か月未満の料金の計算方法

当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日に関光ファイバー通信サービスの提供開始（端末設備についてはその提供開始）があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日に関光ファイバー通信サービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
- (3) 暦月の初日に光ファイバー通信サービスの開始（端末設備についてはその提供開始）を行い、その日に光ファイバー通信サービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
- (4) 暦月の初日以外の日に関光ファイバー通信サービスの品目等の変更などにより月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第36条（料金等の支払義務）第2項3号の表の規定に該当するとき

5 日割の日数

4の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

6 料金の支払い

契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する光ファイバー通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

7 支払いの順序

料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

8 端数処理

当社は、料金とその他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

9 料金等の一括後払い

当社は、当社に事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の了承を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

10 前受金

当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

11 前受金の利息

10に規定する前受金には利息を付さないこととします。

12 消費税相当額の加算

第36条（料金等の支払義務）から第38条（設備費の支払義務）までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（本体価格（消費税を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

13 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

14 閲覧

この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

15 保証金

当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、保証金を預かることがあります。

1.6 保証金の利息

1.5 に規定する保証金には利息を付さないこととします。

1.7 支払い方法の変更

契約者は、支払い方法を振込から口座振替に変更する場合又は口座振替から振込に変更する場合には、変更する 2 か月前までに当社様式の書面にて当社に申請を行うものとします。

1.8 振込の支払期日

契約者が支払い方法を振込とした場合、契約者は月末までの料金を翌月末日までに振込を行うこととします。

1.9 口座振替の引き落とし日

契約者が支払い方法を口座振替とした場合、当社は月末までの料金を翌々月 6 日に引き落とします。

2.0 契約の解除

契約者が第 1.1 条（契約期間）の規定に従って契約を解除する場合には、解除の 3 か月前までに書面にて当社に通告を行うものとします。

第1表 料金

1 適用

区分	内容																										
(1) サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮してサービス区域を設定します。																										
(2) 利用料金の適用	<p>当社は、光ファイバー通信サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりサービスクラス及び品目を定めます。</p> <p>ア サービスクラスによる通信の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準</td> <td>光ファイバー通信サービスの起点と終点が同一都道府県内にあり、契約者が利用する光ファイバーを指定しない回線。</td> </tr> <tr> <td>県間</td> <td>光ファイバー通信サービスの起点と終点異なる都道府県内にあり、契約者が利用する光ファイバーを指定しない回線。</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td>契約者が利用する光ファイバーを指定する回線。</td> </tr> <tr> <td>R S</td> <td>他の電気通信事業者の伝送設備を利用する回線。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 0 M-S</td> <td>端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 M</td> <td>端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 M-X</td> <td>端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、他の品目に該当しないもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 M-S</td> <td>端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 M-I</td> <td>端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 15dB 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 M</td> <td>端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 M-L</td> <td>端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	標準	光ファイバー通信サービスの起点と終点が同一都道府県内にあり、契約者が利用する光ファイバーを指定しない回線。	県間	光ファイバー通信サービスの起点と終点異なる都道府県内にあり、契約者が利用する光ファイバーを指定しない回線。	指定	契約者が利用する光ファイバーを指定する回線。	R S	他の電気通信事業者の伝送設備を利用する回線。	品目	内容	1 0 M-S	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの	1 0 M	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの	1 0 M-X	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、他の品目に該当しないもの	1 0 0 M-S	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの	1 0 0 M-I	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 15dB 以下のもの	1 0 0 M	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの	1 0 0 M-L	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
区分	内容																										
標準	光ファイバー通信サービスの起点と終点が同一都道府県内にあり、契約者が利用する光ファイバーを指定しない回線。																										
県間	光ファイバー通信サービスの起点と終点異なる都道府県内にあり、契約者が利用する光ファイバーを指定しない回線。																										
指定	契約者が利用する光ファイバーを指定する回線。																										
R S	他の電気通信事業者の伝送設備を利用する回線。																										
品目	内容																										
1 0 M-S	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの																										
1 0 M	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの																										
1 0 M-X	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、他の品目に該当しないもの																										
1 0 0 M-S	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの																										
1 0 0 M-I	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 15dB 以下のもの																										
1 0 0 M	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの																										
1 0 0 M-L	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの																										

100M-U	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
100M-X	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
1G-T-S	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
1G-T-I	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 20dB 以下のもの
1G-T	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの
1G-T-L	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
1G-T-U	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 35dB 以下のもの
1G-T-E	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
1G-T-X	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
1G-SX-S	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
1G-SX-I	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、光ファイバー損失が 20dB 以下のもの
1G-SX	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの
1G-SX-L	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
1G-SX-U	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、光ファイバー損失が 35dB 以下のもの
1G-SX-E	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
1G-SX-X	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
1G-SXT-S	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの

1 G - S X T	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの
1 G - S X T - L	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
1 G - S X T - U	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 35dB 以下のもの
1 G - S X T - E	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
1 G - S X T - X	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
1 G - S X L X - S	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
1 G - S X L X	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの
1 G - S X L X - L	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
1 G - S X L X - U	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 35dB 以下のもの
1 G - S X L X - E	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
1 G - S X L X - X	端末設備と 1000BASE-SX 及び 1000BASE-LX で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
1 G - L X - S	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
1 G - L X	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの

1G-LX-L	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
1G-LX-U	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 35dB 以下のもの
1G-LX-E	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
1G-LX-X	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
1G-LXT-S	端末設備と 1000BASE-LX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
1G-LXT	端末設備と 1000BASE-LX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 25dB 以下のもの
1G-LXT-L	端末設備と 1000BASE-LX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
1G-LXT-U	端末設備と 1000BASE-LX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 35dB 以下のもの
1G-LXT-E	端末設備と 1000BASE-LX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
1G-LXT-X	端末設備と 1000BASE-LX 及び 1000BASE-T で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
10G-SR-S	端末設備と 10GBASE-SR で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
10G-SR	端末設備と 10GBASE-SR で接続する回線で、光ファイバー損失が 20dB 以下のもの
10G-SR-L	端末設備と 10GBASE-SR で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
10G-SR-U	端末設備と 10GBASE-SR で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
10G-SR-X	端末設備と 10GBASE-SR で接続する回線で、他の品目に該当しないもの。

10G-SRLR-S	端末設備と 10GBASE-SR 及び 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
10G-SRLR	端末設備と 10GBASE-SR 及び 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 20dB 以下のもの
10G-SRLR-L	端末設備と 10GBASE-SR 及び 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
10G-SRLR-U	端末設備と 10GBASE-SR 及び 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
10G-SRLR-X	端末設備と 10GBASE-SR 及び 10GBASE-LR で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
10G-LR-S	端末設備と 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 10dB 以下のもの
10G-LR	端末設備と 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 20dB 以下のもの
10G-LR-L	端末設備と 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 30dB 以下のもの
10G-LR-U	端末設備と 10GBASE-LR で接続する回線で、光ファイバー損失が 40dB 以下のもの
10G-LR-X	端末設備と 10GBASE-LR で接続する回線で、他の品目に該当しないもの
40G-SR4	端末設備と 40GBASE-SR4 で接続する回線
40G-SR4LR4	端末設備と 40GBASE-SR4 及び 40GBASE-LR4 で接続する回線
40G-LR4	端末設備と 40GBASE-LR4 で接続する回線
100G-SR4	端末設備と 100GBASE-SR4 で接続する回線
100G-LR4	端末設備と 100GBASE-LR4 で接続する回線
X-SC-X	接続毎に定めるものとします。
X-SCLC-X	接続毎に定めるものとします。
X-LC-X	接続毎に定めるものとします。

	RS-10M	端末設備と 10BASE-T で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	RS-100M	端末設備と 100BASE-TX で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	RS-1G-T	端末設備と 1000BASE-T で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	RS-1G-SX	端末設備と 1000BASE-SX で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	RS-1G-LX	端末設備と 1000BASE-LX で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	RS-10G-SR	端末設備と 10GBASE-SR で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	RS-10G-LR	端末設備と 10GBASE-LR で接続する回線で、サービスクラスがRSのもの
	<p>備考</p> <p>端末設備との相互接続回路が1つのみ定義されている品目は起点及び終点で相互接続回路は同一となります。</p> <p>光ファイバー損失は実測値ではなく、光ファイバー恒長と中継ビルの数から計算するものとします。</p>	
	<p>ウ 光ファイバー通信サービスに係る料金額は次表のとおり適用します。</p>	
	<p>適用</p> <p>2 (料金額) の(1)とその光ファイバー通信サービス契約に応じて、(2)、(3)及び(4)を適用します。</p>	
(3) 最低利用期間に光ファイバー通信サービス契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア 光ファイバー通信サービスには最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に光ファイバー通信サービス契約の解除があった場合は、第36条(料金等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止若しくは品目の変更があった場合は、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p>	
(4) 復旧等に 伴い契約者回線の経路を変	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとして適用します。</p>	

光ファイバー通信サービス契約約款

更した場合の料金	
(5) 特別な電気通信設備の料金	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。
(6) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、2 (料金額) の(4)の額を適用します。

光ファイバー通信サービス契約約款

2 料金額

(1) 基本料

品目	料金額（初期費用）	料金額（月額）
10M-S	139,000 円	98,000 円
10M	222,000 円	98,000 円
10M-X	実費	98,000 円に実費を加えたもの
100M-S	139,000 円	98,000 円
100M-I	156,000 円	98,000 円
100M	222,000 円	98,000 円
100M-L	527,000 円	98,000 円
100M-U	1,465,000 円	98,000 円
100M-X	実費	98,000 円に実費を加えたもの
1G-T-S	398,000 円	198,000 円
1G-T-I	812,000 円	198,000 円
1G-T	936,000 円	198,000 円
1G-T-L	1,334,000 円	198,000 円
1G-T-U	2,182,000 円	198,000 円
1G-T-E	4,360,000 円	198,000 円
1G-T-X	実費	198,000 円に実費を加えたもの
1G-SX-S	594,000 円	228,000 円
1G-SX-I	863,000 円	228,000 円
1G-SX	1,066,000 円	228,000 円
1G-SX-L	1,476,000 円	228,000 円
1G-SX-U	2,353,000 円	228,000 円
1G-SX-E	4,700,000 円	228,000 円
1G-SX-X	実費	228,000 円に実費を加えたもの
1G-SXT-S	496,000 円	218,000 円
1G-SXT	1,001,000 円	218,000 円
1G-SXT-L	1,405,000 円	218,000 円
1G-SXT-U	2,267,000 円	218,000 円
1G-SXT-E	4,520,000 円	218,000 円
1G-SXT-X	実費	218,000 円に実費を加えたもの
1G-SXLX-S	710,000 円	228,000 円
1G-SXLX	1,154,000 円	228,000 円

光ファイバー通信サービス契約約款

1G-SXLX-L	1,565,000 円	228,000 円
1G-SXLX-U	2,444,000 円	228,000 円
1G-SXLX-E	4,880,000 円	228,000 円
1G-SXLX-X	実費	228,000 円に実費を加えたもの
1G-LX-S	710,000 円	228,000 円
1G-LX	1,154,000 円	228,000 円
1G-LX-L	1,565,000 円	228,000 円
1G-LX-U	2,444,000 円	228,000 円
1G-LX-E	4,880,000 円	228,000 円
1G-LX-X	実費	228,000 円に実費を加えたもの
1G-LXT-S	554,000 円	218,000 円
1G-LXT	1,046,000 円	218,000 円
1G-LXT-L	1,450,000 円	218,000 円
1G-LXT-U	2,313,000 円	218,000 円
1G-LXT-E	4,620,000 円	218,000 円
1G-LXT-X	実費	218,000 円に実費を加えたもの
10G-SR-S	1,895,000 円	398,000 円
10G-SR	3,050,000 円	398,000 円
10G-SR-L	4,680,000 円	398,000 円
10G-SR-U	8,240,000 円	398,000 円
10G-SR-X	実費	398,000 円に実費を加えたもの
10G-SRLR-S	2,178,000 円	448,000 円
10G-SRLR	3,330,000 円	448,000 円
10G-SRLR-L	4,680,000 円	448,000 円
10G-SRLR-U	8,240,000 円	448,000 円
10G-SRLR-X	実費	448,000 円に実費を加えたもの
10G-LR-S	2,178,000 円	448,000 円
10G-LR	3,330,000 円	448,000 円
10G-LR-L	4,680,000 円	448,000 円
10G-LR-U	8,240,000 円	448,000 円
10G-LR-X	実費	448,000 円に実費を加えたもの
40G-SR4	実費	1,990,000 円に実費を加えたもの
40G-SR4LR4	実費	1,990,000 円に実費を加えたもの
40G-LR4	実費	1,990,000 円に実費を加えたもの
100G-SR4	実費	1,990,000 円に実費を加えたもの

光ファイバー通信サービス契約約款

100G-LR4	実費	1,990,000 円に実費を加えたもの
X-SC-X	実費	498,000 円に実費を加えたもの
X-SCLC-X	実費	498,000 円に実費を加えたもの
X-LC-X	実費	498,000 円に実費を加えたもの
RS-10M	実費	98,000 円に実費を加えたもの
RS-100M	実費	98,000 円に実費を加えたもの
RS-1G-T	実費	198,000 円に実費を加えたもの
RS-1G-SX	実費	228,000 円に実費を加えたもの
RS-1G-LX	実費	228,000 円に実費を加えたもの
RS-10G-SR	実費	398,000 円に実費を加えたもの
RS-10G-LR	実費	448,000 円に実費を加えたもの

光ファイバー通信サービス契約約款

(2) 加算額

料金種別	名称	単位	料金額 (月額)
ア 中継光ファイバー利用料	K S 1	光ファイバー恒長 100m ごとに	300 円
イ 中継ビル利用料	K S 2	2 か所以上の分の 1 か所ごとに	2,000 円
ウ 県間光ファイバー利用料	K S 3	実費に加え光ファイバー 恒長 100m ごとに	100 円
エ 指定光ファイバー利用料	K S 4	実費に加え光ファイバー 恒長 100m ごとに	100 円
オ 加入光ファイバー利用料	K S 5	3 区間以上の分の 1 区間 ごとに	10,000 円
<p>備考</p> <p>1 芯での加算額となります。2 芯以上を利用する場合には料金額に芯数を乗じます。 光ファイバー恒長は光ファイバー提供事業者から示される長さで、光ファイバーの実際の長さとは異なります。</p>			

(3) 特別な電気通信設備の使用料

料金種別	名称	料金額
特別な電気通信設備使用料	T S B	別に算定する実費
予備機オプション	Y O B	基本料の初期費用に 0.5 を乗じた額、または実費
<p>備考</p> <p>予備機オプションは回線終端装置の横に同型の予備機を設置するサービスです。 サービスクラスが R S の回線は予備機オプションを提供しません。</p>		

光ファイバー通信サービス契約約款

(4) 付加機能使用料

(ア) 可用性を保証するための付加機能

品目	内容	料金額 (月額)
R 1 M	第 3 6 条 (料金等の支払義務) 第 2 項 3 号の表 1 欄の 2 4 時間を 1 分に読み替える	月額料金に 0. 1 を乗じた額
R 1 H	第 3 6 条 (料金等の支払義務) 第 2 項 3 号の表 1 欄の 2 4 時間を 1 時間に読み替える	月額料金に 0. 0 5 を乗じた額
R 6 H	第 3 6 条 (料金等の支払義務) 第 2 項 3 号の表 1 欄の 2 4 時間を 6 時間に読み替える	月額料金に 0. 0 3 を乗じた額
備考 本機能は可用性を保証する時間を変更する場合に用いられます。 サービスクラスが R S の回線は可用性を保証するための付加機能を提供しません。		

(イ) 起点又は終点到に接続する付加機能

品目	内容	料金額 (初期費用)	料金額 (月額)
WE	広域イーサネット	実費	実費
I P	インターネット	実費	実費
E X	その他の通信サービス	実費	実費
備考 本機能は起点又は終点到に接続する付加機能を利用する場合に用いられます。			

(ウ) 予備光ファイバーに関する付加機能

品目	内容	料金額 (月額)
B U F	予備光ファイバー	対象となる回線の月額基本料に 0. 5 を乗じた額に加算額を加えたもの
備考 本機能は稼働している回線の予備の光ファイバーを提供します。予備光ファイバーだけの契約はできません。予備光ファイバーは予備目的以外の利用はできません。		

光ファイバー通信サービス契約約款

(エ) 監視に関する付加機能

監視基本料金

品目	内容	料金額（初期費用）	料金額（月額）
NM1	死活監視基本料金	1回線あたり 200,000円	1回線あたり 20,000円
NM2	死活・SNMP監視基本料金	1回線あたり 400,000円	1回線あたり 40,000円
NM3	死活・SNMP・SNMP Trap監視基本料金	1回線あたり 600,000円	1回線あたり 60,000円
NM4	死活・SNMP・SNMP Trap以外の監視基本料金	1回線あたり 600,000円に実費を 加えたもの	1回線あたり 60,000円に実費を 加えたもの
備考 複数回線の監視を行う場合には回線数を乗じます。			

監視回線料金

品目	内容	料金額（初期費用）	料金額（月額）
NL1	当社により死活監視用規定回線を提供する	1監視回線あたり 200,000円	1監視回線あたり 20,000円
NL2	当社により死活・SNMP監視用規定回線を提供する	1監視回線あたり 400,000円	1監視回線あたり 40,000円
NL3	契約者または当社により死活・SNMP・SNMP Trap監視用規定回線を提供する	1監視回線あたり 600,000円	1監視回線あたり 100,000円
NL4	契約者または当社により、規定以外の監視用回線を提供する	1監視回線あたり 600,000円に実費を 加えたもの	1監視回線あたり 100,000円に実費を 加えたもの
備考 契約者が死活監視用回線、死活・SNMP監視用回線を用意する場合には監視回線料金はかかりません。			

光ファイバー通信サービス契約約款

監視ポイント料金

品目	内容	料金額（初期費用）	料金額（月額）
NP 1	死活監視を行う	3 か所以上の 1 か所 あたり 10,000 円	3 か所以上の 1 か所 あたり 5,000 円
NP 2	SNMPによる監視を行う	1 監視項目あたり 10,000 円	1 監視項目あたり 5,000 円
NP 3	SNMP Trapによる監視を行う	1 監視項目あたり 20,000 円	1 監視項目あたり 10,000 円
NP 4	その他の監視を行う	1 監視項目あたり 20,000 円に実費を 加えたもの	1 監視項目あたり 10,000 円に実費を 加えたもの
備考 1～2か所の死活監視を行う場合には監視ポイント料金はかかりません。			

監視報告料金

品目	内容	料金額（初期費用）	料金額（月額）
NR 1	障害発生時に電話で報告	1 回線あたり 200,000 円	1 回線あたり 20,000 円
NR 2	当社規定の監視状況の年次または月次報告を電子メールまたは Web で提供	1 回線あたり 200,000 円	1 回線あたり 100,000 円
NR 3	当社規定の監視状況の年次または月次報告を書類の郵送で提供	1 回線あたり 200,000 円	1 回線あたり 100,000 円
NR 4	当社規定の監視状況の年次または月次報告を書類の持参で提供	1 回線あたり 200,000 円	1 回線あたり 200,000 円
NR 5	契約者が指定する監視状況の年次または月次報告を提供	1 回線あたり 200,000 円に実費を 加えたもの	1 回線あたり 200,000 円に実費を 加えたもの
備考 障害発生時に電子メールで報告する場合、監視報告料金はかかりません。			

光ファイバー通信サービス契約約款

(オ) 監視システム構築に関する付加機能

監視システム構築

品目	内容	料金額（初期費用）	料金額（月額）
PNM	監視システム構築 10センサー以下 メールサポート	1回線あたり 200,000円	1回線あたり 20,000円

備考

契約者が用意したサーバに当社にて監視システムを構築します。

監視対象は1回線、10センサー以下とします。

監視対象機器は契約者が用意します。

監視は契約者が行います。

サポートはメールで行います。

複数回線の監視を行う場合には回線数を乗じます。

第2表 工事に関する費用

1 適用

区分	内容																		
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線ごとに適用します。																		
(2) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は以下のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">工事の区分</th> <th style="width: 40%;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線の新設に係る工事</td> <td>サービスクラスがR S以外で、回線の新設に伴う配線設備及び端末設備の設置に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置の設定変更に係る工事</td> <td>サービスクラスがR S以外で、回線終端装置の設定変更、回線敷設を伴わない移動に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線の一時中断に係る工事</td> <td>サービスクラスがR S以外で、回線の一時中断、再利用のための工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ サービスクラスがR Sの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事</td> <td>サービスクラスがR Sの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 構内光ファイバー敷設に係る工事（当社による施工）</td> <td>当社によって施工される、構内光ファイバー敷設に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 構内光ファイバー敷設に係る工事（契約者またはビルオーナーが工事会社を指定）</td> <td>契約者またはビルオーナーが工事会社によって施工される、構内光ファイバー敷設に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>キ 構内光ファイバー撤去に係る工事（当社による施工）</td> <td>当社によって施工される、内光ファイバー撤去に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ク 構内光ファイバー撤去に係る工事（契約者またはビルオーナーが工事会社を指定）</td> <td>契約者またはビルオーナーが工事会社によって施工される、構内光ファイバー撤去に係る工事に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア 回線の新設に係る工事	サービスクラスがR S以外で、回線の新設に伴う配線設備及び端末設備の設置に適用します。	イ 回線終端装置の設定変更に係る工事	サービスクラスがR S以外で、回線終端装置の設定変更、回線敷設を伴わない移動に適用します。	ウ 回線の一時中断に係る工事	サービスクラスがR S以外で、回線の一時中断、再利用のための工事に適用します。	エ サービスクラスがR Sの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事	サービスクラスがR Sの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事に適用します。	オ 構内光ファイバー敷設に係る工事（当社による施工）	当社によって施工される、構内光ファイバー敷設に係る工事に適用します。	カ 構内光ファイバー敷設に係る工事（契約者またはビルオーナーが工事会社を指定）	契約者またはビルオーナーが工事会社によって施工される、構内光ファイバー敷設に係る工事に適用します。	キ 構内光ファイバー撤去に係る工事（当社による施工）	当社によって施工される、内光ファイバー撤去に係る工事に適用します。	ク 構内光ファイバー撤去に係る工事（契約者またはビルオーナーが工事会社を指定）	契約者またはビルオーナーが工事会社によって施工される、構内光ファイバー撤去に係る工事に適用します。
工事の区分	適用																		
ア 回線の新設に係る工事	サービスクラスがR S以外で、回線の新設に伴う配線設備及び端末設備の設置に適用します。																		
イ 回線終端装置の設定変更に係る工事	サービスクラスがR S以外で、回線終端装置の設定変更、回線敷設を伴わない移動に適用します。																		
ウ 回線の一時中断に係る工事	サービスクラスがR S以外で、回線の一時中断、再利用のための工事に適用します。																		
エ サービスクラスがR Sの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事	サービスクラスがR Sの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事に適用します。																		
オ 構内光ファイバー敷設に係る工事（当社による施工）	当社によって施工される、構内光ファイバー敷設に係る工事に適用します。																		
カ 構内光ファイバー敷設に係る工事（契約者またはビルオーナーが工事会社を指定）	契約者またはビルオーナーが工事会社によって施工される、構内光ファイバー敷設に係る工事に適用します。																		
キ 構内光ファイバー撤去に係る工事（当社による施工）	当社によって施工される、内光ファイバー撤去に係る工事に適用します。																		
ク 構内光ファイバー撤去に係る工事（契約者またはビルオーナーが工事会社を指定）	契約者またはビルオーナーが工事会社によって施工される、構内光ファイバー撤去に係る工事に適用します。																		

光ファイバー通信サービス契約約款

2 工事費の額

工事の種類	名称	工事費の額	
		契約者が営業時間外の工事を指定した場合	左記以外の場合
ア 回線の新設に係る工事	K J 1	1回線ごとに 300,000円	1回線ごとに 150,000円
イ 回線終端装置の設定変更に係る工事	K J 2	1回線ごとに 150,000円	1回線ごとに 75,000円
ウ 回線の一時中断に係る工事	K J 3	1回線ごとに 300,000円	1回線ごとに 150,000円
エ サービスクラスがRSの回線の新設、回線終端装置の設定変更、回線の一時中断に係る工事	K J 4	実費	実費
オ 構内光ファイバー敷設に係る工事 (当社による施工)	K J 5	1か所ごとに 600,000円	1か所ごとに 300,000円
カ 構内光ファイバー敷設に係る工事 (契約者またはビルオーナーが工事会社を指定)	K J 6	実費	実費
キ 構内光ファイバー撤去に係る工事 (当社による施工)	K J 7	1か所ごとに 400,000円	1か所ごとに 200,000円
ク 構内光ファイバー撤去に係る工事 (契約者またはビルオーナーが工事会社を指定)	K J 8	実費	実費
備考 予備光ファイバー1芯は1回線とみなします。上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途実費相当額をいただくことがあります。 光ファイバー敷設に係る工事費、光ファイバー撤去に係る工事費は工事を要しない場合には適用いたしません。			

附則

(実施期日)

この規程は、平成24年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成24年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成24年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成25年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成25年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成26年1月10日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成26年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成26年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成26年8月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成26年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成27年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成27年10月13日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、平成27年11月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規程は、令和2年4月1日から実施します。